

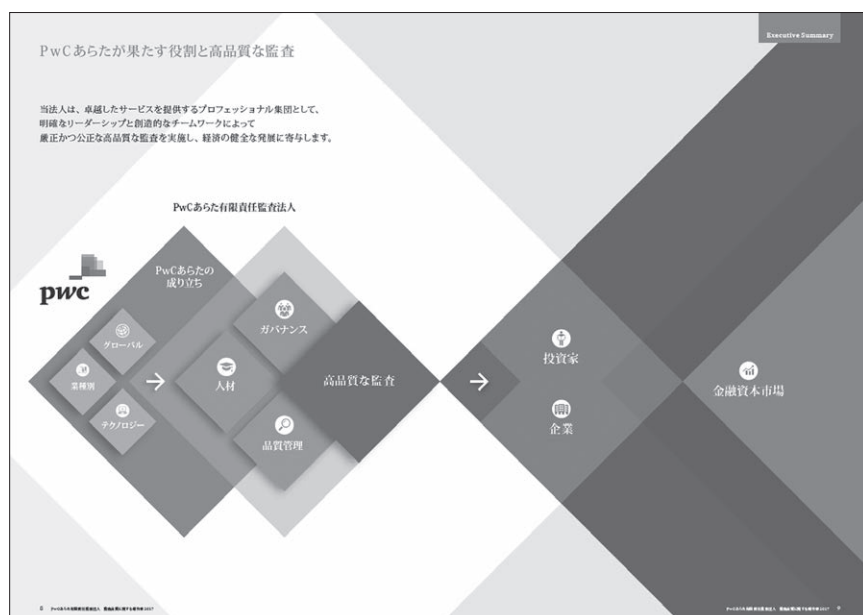
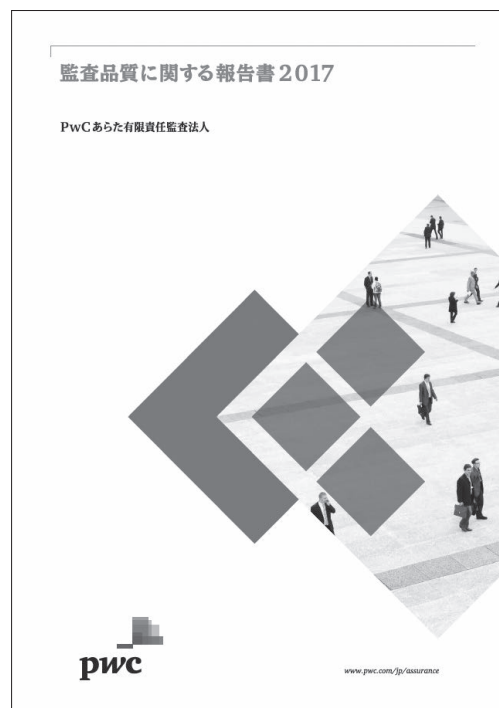
「監査品質に関する報告書2017」のご案内

PwCあらた有限責任監査法人は、2017年12月に「監査品質に関する報告書2017」を発行しました。当法人は、2015年にわが国の監査法人で初めて「監査品質に関する報告書」を公表しており、今回が3度目の発刊となります。

当法人は「監査品質に関する報告書」を、当法人を取り巻くステークホルダーとの対話の媒体となる重要なツールと考えています。2017年版はよりわかりやすい報告書とするため、エクゼクティブ・サマリーを設けました。エクゼクティブ・サマリーは、当法人の取り組み・特徴について、当法人の成り立ちに由来する組織風土と3つの特徴（①グローバル、②業種別、③テクノロジー）、および高品質な監査を支える3つの要素（①ガバナンス、②人材、③品質管理）の視点からまとめています。

また、本編も「公益監督委員会（PIB）」「人材育成」「ステークホルダーとの対話」といった観点から記載を充実しています。

さらに、末尾には「監査法人のガバナンス・コード」の原則及び指針への対応状況・参照表を掲載しています。



1. ガバナンス

2016年8月に社外有識者を委員に迎えて設置した公益監督委員会（PIB）において、重点的に議論された領域について、議長からのメッセージとして記載しています。

2. 人材

当法人では人材育成を重視し、「人財会議」を設けて、人材育成に関する企画・モニタリングを実施しています。採用、育成、研修等の各施策については、何を実施したかだけでなく、施策の背景にある考え方を示しています。

3. 品質管理

監査チームとそれを支えるサポート体制、個別監査業務における監査の実施体制や審査体制について、よりわかりやすく図示しています。また、ステークホルダーとのコミュニケーションに関する記載を拡充しました。